

令和7年度事業計画一覧

- P1～P2 ①医療施設等 施設 整備費補助金
- P3～P4 ②医療施設等 設備 整備費補助金
- P5～P6 ③医療施設 運営費等 補助金
- P7～P10 ④医療提供体制 施設整備交付金(ハード交付金)
- P11～P12 ⑤医療提供体制 推進事業費補助金(統合補助金)

①医療施設等 施設 整備費補助金概要（令和7年度）

事業区分 (担当係)	補助事業者				国補助率	都道府県 負担率	種目	1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額)	対象経費	県担当
	独法	公立	公的	民間						
へき地診療所施設整備事業	○	○	○	○	1/2	0	診療所	(診療部門) 次のいずれかの面積 無床の場合 160㎡ 有床で5床以下の場合 240㎡ 有床で6床以上の場合 760㎡ (医師住宅) 80㎡ (看護師住宅) 80㎡	へき地診療所の新築、増改築、改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に要する工事費等及び買収に要する経費	医務課 高野 027-226-2540 imuka@pref.gunma.lg.jp
							ヘリポート	79,442千円	ヘリポート整備に要する工事費等	
過疎地域等特定診療所施設整備事業	×	○	×	×	1/2	1/4	—	(診療部門) 160㎡ (医師住宅) 80㎡ (看護師住宅) 80㎡	過疎地域等特定診療所の新築、増改築、改修（既存の過疎地域等特定診療所の改修は除く。）に要する工事費等	医務課 高野・村上 027-226-2540 imuka@pref.gunma.lg.jp
へき地保健指導所施設整備事業	×	○	×	×	1/3（沖縄県は1/2）	0	—	(指導・住宅併設) 120㎡ (指導部門) 70㎡ (住宅部門) 50㎡	へき地保健指導所の新築に要する工事費等	
研修医のための研修施設整備事業	△	×	×	○	1/2	—	—	研修医数×30㎡（1,000㎡を限度）	研修棟の新築、増改築に要する工事費等	医務課 高野・村上 027-226-2540 imuka@pref.gunma.lg.jp
臨床研修病院施設整備事業	△	×	×	○	1/2	—	—	500㎡	外来診療棟（臨床研修を実施している診療部門及び診療科に限る。）の拡充整備に係る新築、増改築に要する工事費等	
へき地医療拠点病院施設整備事業	○	○	○	○	1/2	1/2	—	(診療部門) 1,000㎡ (医師住宅) 1戸当たり 80㎡（2戸を限度）	へき地医療拠点病院の新築、増改築に要する工事費等	医務課 高野 027-226-2540 imuka@pref.gunma.lg.jp
医師臨床研修病院研修医環境整備事業	△	×	×	○	1/3	1/3	—	研修医数×20㎡	臨床研修医の研修環境、生活環境の充実を図るために必要な宿舎の新築、増改築、改修に要する工事費等	医務課 高野・村上 027-226-2540 imuka@pref.gunma.lg.jp
分娩取扱施設施設整備事業	○	○	○	○	1/2	0	—	(分娩室、病室、入所室等) 194㎡ (宿泊施設) 室数（2室を限度）×40㎡	分娩取扱施設の新築、増改築、改修に要する工事費等	医務課 船戸 027-226-2534 funato-keita@pref.gunma.lg.jp
死亡時画像診断システム等施設整備事業	○	○	○	○	1/2	0	—	1 死亡時画像診断室整備の場合 36,608千円 2 解剖室整備の場合 90,860千円	死因究明のための解剖の実施に必要な施設及び死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（解剖室、薬物検査室、CT室、MRI室）	医務課 小泉 027-226-2533 koizumi-ma@pref.gunma.lg.jp

①医療施設等 施設 整備費補助金概要（令和7年度）

事業区分 (担当係)	補助事業者				国補助率	都道府県 負担率	種目	1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額)	対象経費	県担当
	独法	公立	公的	民間						
有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	○	○	○	○	1/2	0	—	(スプリンクラー) 当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り1施設当たり2,350千円を加算する。 (1) 通常型スプリンクラー 対象面積 1平方メートル当たり 基準単価 23千円 (2) 水道連結型スプリンクラー 対象面積 1平方メートル当たり 基準単価 22千円 (3) バッケージ型自動消火設備 対象面積 1平方メートル当たり 基準単価 27千円 (4) 消防法施行令第32条適用設備 対象面積 1平方メートル当たり 基準単価 26千円	スプリンクラー等整備のために必要な工事費又は工事請負費	医務課 船戸 027-226-2534 funato-keita@pref.gunma.lg.jp
	○	○	○	○	定額	0	—	(自動火災報知設備) 1か所あたり 1,222千円	スプリンクラー等整備のために必要な工事費又は工事請負費	
院内感染対策施設整備事業	○	×	×	○	0.33	0	—	1室当たり 29,420千円 (空調設備(空気清浄度クラス1万以上)を整備する場合) 37,469千円を加算	病院の感染者のための個室整備に要する工事費等	
医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	○	○	○	○	0.33	0	—	対象の長さ1m当たり基準単価 93千円 (ただし30mを上限とする。)	ブロック塀の改修等に必要な工事費又は工事請負費	医務課 荻原 027-226-2534 ogiwara-a@pref.gunma.lg.jp

※一部省略した部分等もあるため、正確を期す場合には、実施要綱、交付要綱等による確認が必要。

※「補助事業者」欄の区分及び記号の意味は、以下のとおり。

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

「民間」…上記以外の者

○…(間接)補助事業者となり得る

×…(間接)補助事業者となり得ない

※「都道府県負担率」欄は、間接補助に係る都道府県の最低の負担率(持ち出しとなる率)である。「—」は間接補助となる場合がないことを示している。

②医療施設等 設備 整備費補助金概要（令和7年度）

事業区分 (担当係)	補助事業者				国補助率	都道府県 負担率	種目	1 か所当たり基準額	対象経費	県担当
	独法	公立	公的	民間						
へき地診療所設備整備事業	○	○	○	○	1/2（沖縄 県は3/4）	0	医療機器 整備費	16,500千円	へき地診療所として必要な医療機器 購入費	医務課 高野 027-226-2540 imuka@pref.gunma.lg.jp
へき地患者輸送車（艇）整備事業	○	○	○	○	1/2	1/2(0)	患者輸送 車	（マイクロバスの場合）1台当たり 2,829千円 （ワゴン車の場合）1台当たり 1,474千円	患者輸送用マイクロバス、ワゴン車 等の購入費	
							患者輸送 艇	1隻当たり 10,198千円	患者輸送艇購入費	
							患者輸送 用雪上車	1台当たり 8,543千円	患者輸送用雪上車購入費	
							医師往診 用小型雪 上車	1台当たり 440千円	医師往診用小型雪上車購入費	
へき地巡回診療車（船）整備事業	○	○	○	○	1/2	1/2(0)	巡回診療 車	1台当たり 1,426千円	巡回診療用自動車及び積載する医療 機器購入費	
							巡回診療 用雪上車	1台当たり 4,241千円	巡回診療用雪上車及び積載する医療 機器購入費	
							巡回診療 船	1隻当たり 9,081千円（中型は24,982千円）	巡回診療用船舶建造費及び積載する 医療機器購入費	
							歯科巡回 診療車	1台当たり 3,738千円	歯科巡回診療用自動車及び積載する 機器購入費	
過疎地域等特定診療所設備整備事業	×	○	×	×	1/2	1/4	医療機器 整備費	16,500千円	過疎地域等特定診療所として必要な 医療機器購入費	
へき地保健指導所設備整備事業	×	○	×	×	1/3（沖縄 県は1/2）	0	保健師用 自動車	1台当たり 478千円	保健師用自動車購入費	
へき地医療拠点病院設備整備事業	○	○	○	○	1/2	1/2	医療機器 整備費	55,000千円	へき地医療拠点病院として必要な医 療機器購入費	
							歯科医療 機器等整 備費	27,500千円	へき地医療拠点病院として必要な歯 科医療機器等購入費	
遠隔医療設備整備事業	○	○	○	○	1/2	0	遠隔医療 設備整備 費	（遠隔病理診断） 支援側医療機関 4,598千円 依頼側医療機関 14,198千円 （遠隔画像診断及び助言） 支援側医療機関 16,390千円 依頼側医療機関 14,855千円 （オンライン診療装置）8,250千円	遠隔医療の実施に必要なコンピュー タ及び付属機器等の購入費	医務課 奥田 027-235-2535 okuda-ryu@pref.gunma.lg.jp
臨床研修病院支援システム設備整備事業	△	×	○	○	1/2	—	情報通信 機器	（支援側医療機関）7,857千円 （依頼側医療機関）7,857千円	臨床病理検討会の適切な開催に必要 な画像伝送・受信システム、テレビ 会議システム及び附属機器等の購入 費	医務課 高野・村上 027-226-2540 imuka@pref.gunma.lg.jp
へき地・離島診療支援システム設備整備事業	○	○	○	○	1/2	0	情報通信 機器	（支援側医療機関）7,857千円 （依頼側医療機関）7,857千円	へき地・離島における診療支援に必 要な画像伝送・受信システム、テレ ビ会議システム及び附属機器等の購 入費	医務課 高野 027-226-2540 imuka@pref.gunma.lg.jp

②医療施設等 設備 整備費補助金概要（令和7年度）

事業区分 (担当係)	補助事業者				国補助率	都道府県 負担率	種目	1 か所当たり基準額	対象経費	県担当
	独法	公立	公的	民間						
産科医療機関設備整備事業	○	○	○	○	1/2	0	医療機器 整備費	17,035千円	へき地等の産科医療機関として必要な医療機器購入費	医務課 船戸 027-226-2534 funato-keita@pref.gunma.lg.jp
分娩取扱施設設備整備事業	○	○	○	○	1/2	0	医療機器 整備費	17,035千円	分娩取扱施設として必要な医療機器購入費	
死亡時画像診断システム等設備整備事業	○	○	○	○	1/2	0	医療機器 整備費	1 死亡自画像診断室整備の場合 37,180千円 2 解剖室設備の場合 53,700千円	死因究明のための解剖の実施に必要な設備および死亡時画像診断又は死体解剖の実施に必要な医療機器購入費（解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等）	医務課 小泉 027-226-2533 koizumi-ma@pref.gunma.lg.jp

※一部省略した部分等もあるため、正確を期す場合には、実施要綱、交付要綱等による確認が必要。

※「補助事業者」欄の区分及び記号の意味は、以下のとおり。

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

「民間」…上記以外の者

○…（間接）補助事業者となり得る

×…（間接）補助事業者となり得ない

※「都道府県負担率」欄は、間接補助に係る都道府県の最低の負担率（持ち出しとなる率）である。「－」は間接補助となる場合がないことを示している。

③医療施設運営費等補助金（都道府県向け）概要（令和7年度）

事業区分 (担当係)		補助事業者				国補助率	都道府県 負担率	種目	1か所当たり基準額	対象経費	県担当
		独法	公立	公的	民間						
へき地保健医療対策事業等	へき地診療所運営事業	○	○	○	○	2/3(沖縄県は3/4、独法・民間は1/3)	0	事務費	6,200千円＋(71(77、87)千円×実診療日数) (訪問看護による加算額) 25千円×訪問看護日数	へき地診療所の運営に必要な経費	医務課 高野 027-226-2540 imuka@pref.gunma.lg.jp
								研究費	65(130、195)千円	医学研究及び学会出席に必要な旅費、備品費、材料費	
								医療費	医療に要した実支出額	医療に必要な備品費、材料費、雑役務費、委託費	
								伝送装置経費	(ファクシミリ) 37,290円×稼動月数(導入初年度は45,450円を加算) (静止画像等伝送装置) 297,430円×稼動月数	伝送装置の導入及び維持運営に必要な経費	
	へき地巡回診療車(船)運営事業	○	○	○	○	1/2	1/2(0)	—	巡回診療実施日数×58(63、厚生労働大臣に協議して定めた額)千円	へき地巡回診療車(船)又は歯科巡回診療車の運営に必要な経費	
	巡回診療ヘリ運営事業	○	○	○	○	1/2	1/2	—	巡回診療実施回数×1,210千円	巡回診療ヘリの運営に必要な経費	
	へき地保健指導所運営事業	×	○	×	×	1/2	0	給与費	(職員基本給等) 4,641千円 (寒冷地手当) 国家公務員の寒冷地手当に関する法律第2条の規定により算出した額	へき地保健指導所に駐在する保健師に支給するために必要な経費	
								保健指導事業費	342千円	保健指導所の運営及び保健指導に必要な旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水料、雑役務費	
								伝送装置経費	8,700円＋2,390円×稼動月数(導入初年度は40,000円を加算)	伝送装置の維持運営に必要な備品費、消耗品費、通信運搬費、雑役務費	
	へき地患者輸送車(艇)運行事業	○	○	○	○	1/2	1/2(0)	—	(1) 患者輸送車 765千円 (2) 患者輸送艇 1,289千円 (3) 患者輸送航空機 2,821千円 (ただし、機体の確保が困難な場合、飛行時間1時間あたり688千円を限度として加算)	へき地患者輸送車(艇)の運行に必要な経費	
	へき地診療所医師派遣強化事業	○	○	○	○	1/2	0	—	医師 61千円×延日数 その他 25千円×延日数	へき地医療拠点病院以外の医療機関からへき地診療所への医師派遣に必要な経費を補助する。	
産科保科事業医療	産科医療を担う産科医等の確保事業	○	○	○	○	1/2	0	—	1か所当たり240人日まで4,882千円 (以降、240人日ごとに4,882千円を加算)	産科医の派遣日数に応じて支給される旅費、職員諸手当	医務課 林 027-226-2540 hayashi-miho@pref.gunma.lg.jp

③医療施設運営費等補助金（都道府県向け）概要（令和7年度）

事業区分 (担当係)		補助事業者				国補助率	都道府県 負担率	種目	1か所当たり基準額	対象経費	県担当
		独法	公立	公的	民間						
専門医認定 支援事業	専門医認定支援事業					1/2	0	プログラム策 定費	1プログラム当たり 1,814千円	専門研修プログラムの策定 に必要な経費	医務課 高野 027-226-2540 imuka@pref.gunma.lg.jp
		○	○	○	○			指導医派遣費	1か所あたり 3,561千円 (産科・小児科の場合) 1か所あたり 5,135千円	指導医の派遣等に必要な経 費	
								へき地・離島 等における研 修費	1か所あたり(往復分) 322千円	へき地・離島等における総 合診療研修に必要な旅費	
災害医 療対 策事 業	防災訓練等参加支援事業	×	○	×	○	1	0	—	厚生労働大臣が必要と認める額	国の主催する総合防災訓練 に参加するために必要な次 に掲げる経費 旅費 通信運搬費 借料及び損料 燃料費	【DMAT担当者】 医務課 荻原 027-226-2534 ogiwara-a@pref.gunma.lg.jp 【DPAT担当者】 障害政策課 大澤 027-226-2640 osawa-d@pref.gunma.lg.jp

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

※…口腔保健推進事業は「都道府県、政令市（地域保健法第5条の規定に基づく政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区」

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

「民間」…上記以外の者

○…（間接）補助事業者となり得る

×

…（間接）補助事業者となり得ない

※「都道府県負担率」欄は、間接補助に係る都道府県の最低の負担率（持ち出しとなる率）である。「—」は間接補助となる場合がないことを示している。

④医療提供体制施設整備交付金概要（令和7年度）

事業 分類	事業区分 (担当係)	交付金事業者				調整率	種目	1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額。ただし、実面積（実単価）が基準面積（基準額）を下回る場合は実面積（実単価）を基準面積（基準単価）とする)	対象経費	県担当
		独法	公立	公的	民間					
A 医療計画等の推進に関する事業	休日夜間急患センター施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	次のいずれかを乗じた額 ・鉄筋コンクリート 208,200円 ・ブロック 180,900円 ・木造 208,200円 (人口10万人以上の場合) 150㎡ (人口5万人以上10万人未満の場合) 100㎡	休日夜間急患センターの新築、増改築に要する工事費等	医務課 船戸 027-226-2534 funato-keita@pref.gunma.lg.jp
	病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	150㎡	病院群輪番制病院又は共同利用型病院の新築、増改築に要する工事費等	
							CCU	15㎡×心臓病専用病床数（2床を限度）	CCUの新築、増改築、改修に要する工事費等	
							SCU	15㎡×脳卒中専用病床数（2床を限度）	SCUの新築、増改築、改修に要する工事費等	
	救急ヘリポート施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	49,168千円	ヘリポート整備に要する工事費等	
	救命救急センター施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	2,300㎡	救命救急センターの新築、増改築に要する工事費等	
							ヘリポート	92,489千円	ヘリポート整備に要する工事費等	
							SCU	15㎡×脳卒中専用病床数（4床を限度）	SCUの新築、増改築、改修に要する工事費等	
							小児救急専門病床	15㎡×小児救急専門病床数（6床を限度）	小児救急専門病床の新築、増改築、改修に要する工事費等	
							CCU	15㎡×心臓病専門病床数（4床を限度）	CCUの新築、増改築、改修に要する工事費等	
							重症外傷専門病床	15㎡×重症外傷専門病床数（4床を限度）	重症外傷専用病室の新築、増改築、改修に要する工事費等	
							補強	2,300㎡×51,300円	救命救急センターの新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等	
	小児救急医療拠点病院施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	150㎡	小児救急医療拠点病院の新築、増改築に要する工事費等	医務課 今村 027-226-2534 imamura-y@pref.gunma.lg.jp
	小児初期救急センター施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	300㎡	小児初期救急センターの新築、増改築、改修に要する工事費等	
	小児集中治療室施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	20㎡×小児集中治療室病床数	小児集中治療室の新築、増改築、改修に要する工事費等	
	小児医療施設施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	次のいずれかの面積 (都道府県人口規模400万人以上の場合) 1,300㎡ (都道府県人口規模400万人未満の場合) 800㎡ (小児総合病院) 4,000㎡	小児医療施設の新築、増改築、改修に要する工事費等	
	共同利用施設施設整備事業	○	×	×	○	0.33	—	(特殊診療棟) 300㎡ (開放型病棟) 一般病床（50床を限度）×13.88(12.56)㎡	共同利用施設又は地域医療支援病院の共同利用部門の新築、増改築に要する工事費等	医務課 船戸 027-226-2534 funato-keita@pref.gunma.lg.jp

④医療提供体制施設整備交付金概要（令和7年度）

事業 分類	事業区分 (担当係)	交付金事業者				調整率	種目	1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額。ただし、実面積（実単価）が基準面積（基準額）を下回る場合は実面積（実単価）を基準面積（基準単価）とする）	対象経費	県担当
		独法	公立	公的	民間					
A 医療計画等の推進に関する事業（一部）	医療施設近代化施設整備事業	○	×	○	○	0.33	精神病棟	(病棟整備) 25(22)㎡×整備後の整備区域の病床数(150床(300床)を限度) (加算条件) 25(15)㎡×整備後の整備区域の病床数(150床(300床)を限度) (電子カルテ) 605千円×整備後の整備区域の病床数(150床(300床)を限度) ※病床数の削減が必要になる場合あり	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上に係る新築、増改築、改修に要する工事費等	医務課 船戸 027-226-2534 funato-keita@pref.gunma.lg.jp
							結核病棟改修等整備事業	(病棟整備) 25(22)㎡×整備後の整備区域の病床数 (陰圧化等空調整備を併せて行う場合) 15㎡×整備後の整備区域の病床数		
							承継に伴う診療所	次のいずれかの面積 (無床の場合) 160㎡ (有床で5床以下の場合) 240㎡ (有床で6床以上の場合) 760㎡		
							改修等により療養病床を整備する診療所	※診療所 4,616千円×整備後の療養病床の病床数 (医療計画上病床非過剰地域に所在する診療所)		
							療養病床療養環境改善事業	※診療所 (機能訓練室) 40㎡ (患者食堂) 1㎡×療養病床数 (浴室) 浴室1か所当たり 13,493千円		
							介護老人保健施設及び診療所	(介護老人保健施設) 整備する介護老人保健施設の入所定員数(削減した病床数を限度)×4,767(5,720、2,384)千円 (併設診療所) 160㎡		
	基幹災害拠点病院施設整備事業	○	×	○	○	0.50	補強	(1) 2,300㎡×51,300円 (2) Is値が0.4未満 2,300㎡×243,800円	基幹災害拠点病院の新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等 備蓄倉庫整備に要する工事費等 自家発電装置整備に要する工事費等 受水槽整備に要する工事費等 研修部門整備に要する工事費等 ヘリポート整備に要する工事費等	医務課 荻原 027-226-2534 ogiwara-a@pref.gunma.lg.jp
						0.33	備蓄倉庫	190,007千円		
							自家発電装置	174,094千円		
							受水槽	160,434千円		
							研修部門	146,161千円		
							ヘリポート	171,356千円		

④医療提供体制施設整備交付金概要（令和7年度）

事業 分類	事業区分 (担当係)	交付金事業者				調整率	種目	1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額。ただし、実面積（実単価）が基準面積（基準額）を下回る場合は実面積（実単価）を基準面積（基準単価）とする)	対象経費	県担当
		独法	公立	公的	民間					
A 医療計画等の推進に関する事業（一部D）	地域災害拠点病院施設整備事業	○	×	○	○		補強	(1) 2,300㎡×51,300円 (2) 1s値が0.4未満 2,300㎡×243,800円	地域災害拠点病院の新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等	医務課 荻原 027-226-2534 ogiwara-a@pref.gunma.lg.jp
							備蓄倉庫	53,594千円	備蓄倉庫整備に要する工事費等	
							自家発電装置	174,094千円	自家発電装置整備に要する工事費等	
							受水槽	160,434千円	受水槽整備に要する工事費等	
							ヘリポート	92,489千円	ヘリポート整備に要する工事費等	
	災害拠点精神科病院施設整備事業	○	×	○	○	0.50	補強	(1) 2,300㎡×84,100円 (免震化工法の場合、2,300㎡×92,510円) (2) 1s値が0.4未満 2,300㎡×399,800円 (免震化工法の場合、2,300㎡×439,780円)	災害拠点精神科病院の新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等	障害政策課 大澤 027-226-2640 osawa-d@pref.gunma.lg.jp
						0.33	自家発電装置	182,276千円	自家発電装置整備に要する工事費等	
							受水槽	168,974千円	受水槽整備に要する工事費等	
							給水設備	78,989千円	給水設備整備に要する工事費等	
							燃料タンク	36,426千円	燃料タンク整備に要する工事費等	
A 医療計画等の推進に関する事業	腎移植施設施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	100㎡	腎移植施設として必要な次の部門の新築、増改築に要する工事費又は請負費 無菌手術室（機械室及び附属施設を含む。）	感染症・疾病対策課 角田 027-897-2729 tsunoda-su@pref.gunma.lg.jp
	特殊病室施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	1室当たり 64,564千円	特殊病室（無菌室）整備に要する工事費等	薬務課 片平 027-226-2662 katahira-m@pref.gunma.lg.jp
	肝移植施設施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	100㎡	肝移植施設として必要な次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は請負費 無菌手術室（機械室及び附属施設を含む。）	感染症・疾病対策課 角田 027-897-2729 tsunoda-su@pref.gunma.lg.jp
	治験施設施設整備事業	○	×	×	○	0.33	治験専門外来	100㎡	治験施設の新築、増改築、改修に要する工事費等	薬務課 片平 027-226-2662 katahira-m@pref.gunma.lg.jp
							治験管理部門	75㎡		

④医療提供体制施設整備交付金概要（令和7年度）

事業 分類	事業区分 (担当係)	交付金事業者				調整率	種目	1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額。ただし、実面積(実単価)が基準面積(基準額)を下回る場合は実面積(実単価)を基準面積(基準単価)とする)	対象経費	県担当
		独法	公立	公的	民間					
B 施設環境等の改善に関する事業	医療施設耐震整備事業	○	×	△	○	0.5	—	(1) ア2,300㎡×51,300円 (2) アIs 値が0.4 未満の建物を有する第二次救急医療施設等 イ Is 値が0.3 未満の建物を有する病院(第二次救急医療施設等は除く) 2,300㎡×243,800円	医療施設耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等	医務課 荻原 027-226-2534 ogiwara-a@pref.gunma.lg.jp
	アスベスト除去等整備事業	○	×	○	○	0.33	—	アスベスト等の除去等を行う壁等の延べ面積×54,100円	アスベスト等の除去等に要する工事費等	医務課 船戸 027-226-2534 funato-keita@pref.gunma.lg.jp
	医療機器管理室施設整備事業	○	×	×	○	0.33	—	80㎡	医療機器管理室の新築、増改築、改修に要する工事費等	
	地球温暖化対策施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	104,518千円	地球温暖化対策に資する施設整備に要する工事費等	
	医療施設浸水対策事業	△	×	△	△	0.33	医療用設備移設工事	医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1か所当たり 49,130千円	医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費	医務課 荻原 027-226-2534 ogiwara-a@pref.gunma.lg.jp
							電源設備移設工事	電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1か所当たり 38,769千円	電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費	
							止水板設置工事	止水板の設置が必要と認められるもの 1か所当たり 466千円	止水板の設置に必要な工事費又は工事請負費	
							排水ポンプ等設置工事	排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの 1施設当たり 26,894千円	排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置に必要な工事費又は工事請負費	

※一部省略した部分等もあるため、正確を期す場合には、実施要綱、交付要綱等による確認が必要。

※「交付金事業者」欄の区分及び記号の意味は、以下のとおり。

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会
(13)及び(17)に限り国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会を含む。)

「民間」…上記以外の者

○…交付金事業者となり得る

×

×…交付金事業者となり得ない

※すべての事業区分について都道府県の負担は任意となっている。

⑤医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）概要（令和7年度）

事業 分類	事業区分 (担当係)	事業者					補助率	都道府県 負担率	種目	1か所当たり基準額	対象経費	県担当
		独法	都道府 県	公立	公的	民間						
医 療 提 供 体 制 設 備 整 備 事 業	休日夜間急患センター設備整備事業	○	×	×	○	○	1/3	1/3	医療機器等	次のいずれかの額 (人口10万人以上の場合) 4,400(11,000)千円 (人口5万人以上10万人未満の場合) 3,300(8,250)千円	休日夜間急患センターとして 必要な医療機器等の備品購入 費	医務課 船戸 027-226-2534 funato-keita@pref.gunma.lg.jp
	小児初期救急センター設備整備事業	○	×	×	○	○	1/3	1/3	医療機器	11,000千円	小児初期救急センターとして 必要な医療機器の備品購入費	医務課 船戸 027-226-2534 funato-keita@pref.gunma.lg.jp
	病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	○	×	×	○	○	1/3	1/3	医療機器	(医療機器) 22,000千円 (心臓病専用医療機器) 6,285千円 (脳卒中専用医療機器) 6,285千円	病院群輪番制病院又は共同利 用型病院として必要な医療機 器の備品購入費	医務課 船戸 027-226-2534 funato-keita@pref.gunma.lg.jp
									心電図受信 装置	2,774千円	心電図受信装置の購入費	
	救命救急センター設備整備事業	○	×	×	○	○	1/3	1/3	医療機器	(医療機器) 256,300千円 (重症熱傷医療を行う場合の加算) 44,000千円 (心臓病専用医療機器) 62,856千円 (脳卒中専用医療機器) 62,856千円 (小児救急専用医療機器) 62,856千円 (重症外傷専用医療機器) 62,856千円	救命救急センターとして必要 な医療機器及び重症熱傷患者 用備品等の備品購入費	
									ドクター カー	58,737千円	ドクターカー及び搭載する医 療機器等の備品購入費	
									心電図受信 装置	2,774千円	心電図受信装置の購入費	
									無線装置	1,100千円	ドクターヘリとの通信に必要 な無線装置の購入費	
	高度救命救急センター設備整備事業	○	×	×	○	○	1/3	1/3	広範囲熱傷 用医療機器	88,000千円	高度救命救急センターとして 必要な広範囲熱傷、指肢切 断、急性中毒等の特殊疾病患 者用医療機器購入費	
									指肢切断用 医療機器	8,542千円		
									急性中毒用 医療機器	32,039千円		
	小児救急医療拠点病院設備整備事業	○	×	×	○	○	1/3	1/3	医療機器	22,000千円	小児救急医療拠点病院として 必要な医療機器の備品購入費	医務課 今村 027-226-2534 imamura-y@pref.gunma.lg.jp
小児集中治療室設備整備事業	○	○	○	○	○	1/3	1/3	医療機器	11,550千円	小児集中治療室（P I C U） として必要な医療機器等の備 品購入費		
小児救急遠隔医療設備整備事業	○	○	○	○	○	1/2	1/4	小児救急遠 隔医療設備	(支援側医療機関) 25,073千円 (依頼側医療機関) 病院 29,159千円 診療所 23,104千円	小児救急遠隔医療の実施に必要 なテレパソロジー、テレラ ジオロジー、テレビ電話等コン ピュータ及び付属機器等の 購入費		
小児医療施設設備整備事業	○	×	×	○	○	1/3	1/3	医療機器	次のいずれかの額 (都道府県人口規模400万人以上) 33,000千円 (都道府県人口規模400万人未満) 26,400千円 (N I C Uに必要な医療機器を整備する場合の加算) 9,900千円＋(1,650千円×N I C U病床数) (16,500 千円を限度)	小児医療施設として必要な医 療機器等（N I C Uに必要な 医療機器を含む。）の備品購 入費		
共同利用施設設備整備事業（公的医療機関等による共同利用施設）	○	×	×	○	○	1/3	0	共同利用高 額医療機器	220,000千円	共同利用施設又は地域医療支 援病院として必要な共同利用 高額医療機器の購入費	医務課 船戸 027-226-2534 funato-keita@pref.gunma.lg.jp	

⑤医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）概要（令和7年度）

事業 分類	事業区分 (担当係)	事業者					補助率	都道府県 負担率	種目	1か所当たり基準額	対象経費	県担当
		独法	都道府 県	公立	公的	民間						
医療 提供 体制 整備 事業	基幹災害拠点病院設備整備事業	○	×	×	○	○	1/3	1/3	医療機器等	32,039千円	基幹災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費	医務課 荻原 027-226-2534 ogiwara-a@pref.gunma.lg.jp
	地域災害拠点病院設備整備事業	○	×	×	○	○	1/3	1/3	医療機器等	19,224千円	地域災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費	
	NBC災害・テロ対策設備整備事業	○	○	○	○	○	1/2	1/2	NBC災害・テロ対策用医療機器等	33,762千円	NBC災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の購入費（対象：災害拠点病院）	
	人工腎臓装置不足地域設備整備事業	○	×	×	○	○	1/3	0	人工腎臓装置	（多人数用）14,080千円 （単身用）7,150千円	人工腎臓装置の購入費	感染症・疾病対策課 角田 027-897-2729 tsunoda-su@pref.gunma.lg.jp
	HLA検査センター設備整備事業	○	×	×	○	○	1/2	0	医療機器	22,000千円	組織適合検査に必要な検査機器、臓器保存容器の購入費	
	環境調整室設備整備事業	×	○	○	×	×	1/3	0	検査機器	38,762千円	環境調整室に必要な検査機器の備品購入費	医務課 松戸 027-226-2534 funato-keita@pref.gunma.lg.jp
	医療機関アクセス支援車整備事業	×	○	○	×	×	1/2	1/3	マイクロバス	1台当たり 2,828千円	医療機関の所在する地域へ運行されるマイクロバスの購入費	医務課 高野 027-226-2540 takano-yuki@pref.gunma.lg.jp
									ワゴン車等	1台当たり 1,474千円	医療機関の所在する地域へ運行されるワゴン車等の購入費	
	災害拠点精神科病院等設備整備事業	×	×	○	×	○	1/2	0	医療機器等	1か所当たり 8,676千円	災害拠点精神科病院及びDPAT先遣隊を有する病院として必要な広域災害・救急医療情報システム端末等の購入費	障害政策課 大澤 027-226-2640 osawa-d@pref.gunma.lg.jp
	災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業	○	○	○	○	○	1/3	0	医療機器等	1か所当たり 19,224千円	災害・感染症医療業務従事者派遣に必要な設備の購入費	【DPAT担当者】 障害政策課 大澤 027-226-2640 osawa-d@pref.gunma.lg.jp 【災害支援ナース担当者】 医務課 藤井 027-226-2538 fujii-ryo@pref.gunma.lg.jp
									緊急車両	1か所当たり 19,225千円	緊急車両（緊急車両に常備する携行式の応用医療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電器を含む）の購入費	

※一部省略した部分等もあるため、正確を期す場合には、実施要綱、交付要綱等による確認が必要。

※「事業者」欄の区分及び記号の意味は、以下のとおり。

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…都道府県を除く地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

「民間」…上記以外の者

○…事業者となり得る

×…事業者となり得ない

※「都道府県負担率」欄は、間接補助事業に係る都道府県の最低の負担率（持ち出しとなる率）である。なお、○/○以内の場合には、都道府県の持ち出しは0とすることも可能。

また、「－」は間接補助となる場合がないことを示している。